

## 令和4年度「赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業」の募集について

赤磐市共同募金委員会では、地域福祉の充実強化を図るため、住民相互の「たすけあい」による地域福祉活動に積極的に取り組む団体等に対し、次の助成事業を募集します。

### 1. 助成対象団体

本会が実施する共同募金運動に参加・協力が見込める団体のうち、あかいわボランティアセンター登録のボランティア団体、赤磐市内に活動拠点を置く福祉活動を行う特定非営利活動法人又は地区社会福祉協議会とする。

### 2. 助成対象事業

次の各号に掲げる福祉活動とする。

- ①支援を必要とするかたの生活をサポートする活動
- ②福祉に対する意識の向上を図る活動
- ③社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- ④福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- ⑤地域の福祉課題解決に取り組む活動

※同一の目的で、他の助成金・補助金等を受ける事業については対象外とする。

### 3. 助成金額

1 団体 50,000 円以内

### 4. 助成対象期間

令和4年4月1日～令和5年2月末日

### 5. 提出書類

赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書（様式第1号）

- （添付書類）
- ①令和3年度事業報告書
  - ②令和3年度決算書
  - ③令和4年度事業計画書
  - ④令和4年度予算書
  - ⑤見積書（写）

### 6. 提出期限

令和4年5月20日（金）必着

### 7. 提出先等

赤磐市共同募金委員会事務局  
（赤磐市社会福祉協議会 地域福祉課）  
〒709-0821 赤磐市河本 778-1  
TEL 086-955-8877 FAX 086-955-7788



こもちゃん

赤磐市共同募金委員会  
赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施要綱

平成25年10月1日  
要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、赤磐市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、赤磐市の地域課題に対し、地域福祉の充実・強化を図るため、住民相互の「たすけあい」による地域福祉活動に積極的に取り組む団体等に対し助成金を交付する場合に、その交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象団体は、本会が実施する共同募金運動に参加・協力が見込める団体のうち、あかいわボランティアセンター登録のボランティア団体、赤磐市内に活動拠点を置く福祉活動を行う特定非営利活動法人又は地区社会福祉協議会（以下「団体等」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、次の各号に掲げる福祉活動とする。

- (1) 支援を必要とするかたの生活をサポートする活動
- (2) 福祉に対する意識の向上を図る活動
- (3) 社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- (4) 福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- (5) 地域の福祉課題解決に取り組む活動

2 同一の目的で、他の助成金・補助金等を受ける事業については、対象外とする。

(対象経費)

第4条 対象経費は、前条の事業を推進するために要する経費とする。ただし、通常の運営にかかる経費（事務所の賃借料、光熱水費、燃料費、ボランティア保険代等）、会員、構成員の親睦に係る飲食費は対象外とする。

(助成限度額)

第5条 助成限度額は1団体につき5万円とする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、助成を受けようとする当該年度の4月1日から2月末までとする。

(助成金交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(助成金交付決定)

第8条 会長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、申請書を審査し、助成団体、助成額を決定する。

2 助成の決定は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金交付決定書（様式第2号）（以下「決定書」という。）により通知する。

(助成金交付方法)

第9条 決定書を受け取った団体等は、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金交付請求書（様式第3号）（以下「請求書」という。）を会長に提出するものとする。

2 助成金の交付は、請求書により、助成団体等の口座への振込み、または現金で支払うものとする。

(変更の届出)

第10条 助成金の交付決定の内容に変更が生じたときは、赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業助成金変更交付請求書（様式第4号）により速やかに会長に届け出るものとする。

(事業実施報告)

第11条 助成事業完了後、速やかに赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業実施報告書(様式第5号)に必要書類を添付し、会長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほかに、必要事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年12月2日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年12月22日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年3月5日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年3月10日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業申請書

提出日 年 月 日

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会 殿

申請者  
住所  
氏名 印

年度助成を受けて下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

①団体名				
②代表者氏名	印			
③代表者住所	〒			
	TEL	( ) -	FAX	( ) -
④会員数	名			
⑤事務担当者	氏名			
	TEL	( ) -	FAX	( ) -

⑥事業名								
⑦助成要望額	/						円	※限度額5万円
⑧事業費総額							円	※助成申請する事業全体に要する事業費総額
⑨事業実施時期	年 月 日			～	年 月 日			
⑩添付書類について								
<input type="checkbox"/> 年度事業報告書				<input type="checkbox"/> 年度事業計画書				
<input type="checkbox"/> 年度決算書				<input type="checkbox"/> 年度予算書				
<input type="checkbox"/> 見積書（写）								
⑪助成申請する事業の概要について								
事業目的や助成の必要性など具体的に記入のこと								
⑫今回、助成を要望する事業について、現在、他の財団等へ申請していますか。								
<input type="checkbox"/> 申請中（予定）[助成事業名 / 財団名 ]								
<input type="checkbox"/> 申請（予定）なし								

令和4年度 赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業  
スケジュール

日 程		内 容
令和 4年	3月～4月	募集案内 (ボランティアセンター登録団体へ送付・ホームページ・ 共同募金広報紙等)
	—	(申請団体) 助成申請書(様式第1号)の提出 [添付書類] ① 令和3年度事業報告書 ② 令和3年度決算書 ③ 令和4年度事業計画書 ④ 令和4年度予算書 ⑤ 見積書(写)等
	5月20日(金)	申請締切
	6月上旬	申請事業の審査(運営審査会の実施)
	6月中旬	助成金交付決定通知書(様式第2号)の送付
	—	(交付決定団体) 助成金交付請求書(様式第3号)の提出
	請求書受領後	助成金の交付
令和 5年	事業完了後 (2月末まで)	(交付決定団体) 事業実施報告書(様式第5号)の提出 [添付書類] 事業実施にかかる領収書、写真、印刷物ほか参考資料等